

別表十二（十四）の記載の仕方

1 再投資等準備金の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第18条の3《再投資等準備金》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が震災特例法第26条の3《連結法人の再投資等準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

- (2) 「(4)のうち損金経理による積立額5」に金額の記載がある場合には、当該金額を別表四「加算」又は別表四の二付表「加算」に記載し、かつ、「当期積立額のうち損金算入額12」の金額を別表四「45」又は別表四の二付表「52」に記載します。
- (3) 「(4)のうち剰余金の処分による積立額6」に金額の記載がある場合には、「当期積立額のうち損金算入額12」の金額を別表四「45」又は別表四の二付表「52」に記載します。
- (4) 「期首再投資等準備金の金額13」には、当期首現在

の税務計算上の再投資等準備金の金額を記載します。

- (5) 「均等益金算入額¹⁵は、次により記載し
(14) × $\frac{120 \text{ 又は } 60}{120 \text{ 又は } 60}$ 」

ます。

イ 平成28年4月1日以後に震災特例法第18条の3第1項の指定を受けた法人又は同日以後に震災特例法第26条の3第1項の指定を受けた連結法人にあっては「120又は」を消し、同日前に震災特例法第18条の3第1項の指定を受けた法人又は同日前に震災特例法第26条の3第1項の指定を受けた連結法人にあっては「又は60」を消します。

ロ 分子の空欄には、当期の月数を記載します。

2 再投資設備等の特別償却による償却額の計算に関する付表

この明細書は、法人が震災特例法第18条の4第1項《再投資設備等の特別償却》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が震災特例法第26条の4第1項《連結法人の再投資設備等の特別償却》の規定の適用を受ける場合に、別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)又は別表十六(五)と併せて記載します。